

平成 27 年

第 1 回市議会臨時会 議案第 6 号

函館市国民健康保険条例の一部改正について

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 5 月 21 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和 44 年函館市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「保健事業に要する費用の額」の後ろに「、法第 81 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第 1 項第 2 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の 2 分の 1 に相当する額」を加え、同条第 2 号中「第 72 条の 4」を「第 72 条の 5」に、「その他」を「、法第 81 条の 2 第 1 項の規定による交付金ならびにその他の」に改める。

第 13 条の 6 中「51 万円」を「52 万円」に改める。

第 13 条の 6 の 10 中「16 万円」を「17 万円」に改める。

第 13 条の 11 中「14 万円」を「16 万円」に改める。

第 19 条第 1 項各号列記以外の部分中「51 万円」を「52 万円」に改め、同項第 2 号中「24 万 5,000 円」を「26 万円」に改め、同項第 3 号中「45 万円」を「47 万円」に改め、同条第 2 項中「51 万円」を「52 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に改め、同条第 3 項中「51 万円」を「52 万円」に、「14 万円」を「16 万円」に改める。

附則中第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条から第 7 条までを

1 条ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 8 条，第 13 条の 6，第 13 条の 6 の 10，第 13 条の 11 および第 19 条の規定は，平成 27 年度以後の年度分の保険料について適用し，平成 26 年度分までの保険料については，なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法の一部改正に伴い規定を整備し，国民健康保険法施行令の一部改正に伴い，保険料の減額に関する基準を改め，および一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定基礎に関する規定を整備し，ならびに保険料の基礎賦課限度額等を改定するため